

特集 《これからの知財ビジョン》

これからの知財ビジョン

～日本の知財業界の今後の動向とその中で弁理士がどのように生き抜くか～

会員 佐藤 辰彦



要 約

グローバル化、デジタル化、高度情報化の流れは、これまでの産業のあり方を大きく変えてきている。グローバルな市場の拡大・分散化、生産の水平分業が拡大するとともに、技術革新の拠点が世界に分散してきている。そこでは、特許をはじめ技術革新の保護制度としての知財制度も、19世紀型の属地主義的なあり方が限界に来ており、さらに一層、知財制度の国際的なハーモナイゼーションが求められ、そして、進む。長期的な先進国の少子高齢化の流れは、市場構造を大きく変える可能性がある。そこでは、日米欧中韓のIP5中心の知財制度が変わる可能性もある。その知財制度の職業専門家としての弁理士のあり方も必然的にこれに対応して変わる、変わらなければならない。弁理士制度が今後とも世の中のニーズに対応して発展してゆくためには、個々の弁理士の切磋琢磨が必要なことはいまでもないが、業務・事務所のあり方を含めて、弁理士業界が一体となって、変わる努力が必要である。

目次

1. はじめに
2. 特許出願件数が減少する今、日本の知財ビジネスはどこへ向かうべきか。
3. 出願業務だけが知財業務の時代は終わったのか？
4. どのような弁理士が今後求められていくか。
5. 日本の弁理士会の役割は？どのようにして弁理士を能力開発していくか。
6. むすびに

1. はじめに

この度「これからの知財ビジョン」のテーマで原稿依頼を受けた。その趣旨は、日本の知財業界の今後の動向とその中で弁理士がどのように生き抜くかについて私見を求められたものとして理解している。

このテーマで議論するためには、日本・世界の知財活動が今後どのように変化するかを論じなければならなくなるが、なかなか、将来を予測することは難しい。あえて、浅学を省みず、思いのままを披露しながら議論を進めたい。以下の各論は編集者からの投げかけに応じたものである。

2. 特許出願件数が減少する今、日本の知財ビジネスはどこへ向かうべきか。

(1) 日本の特許出願件数の減少の理由

日本の特許出願件数の減少は、特許出願が日本の産業の実態に沿って減少しているものである。それは産業構造の変換と企業の知財管理の向上に起因している。

これまでの特許出願のベースとなる技術開発の基礎となる産業、大量生産を行っていた家電・電子産業が国際競争力を失いその事業転換が行なわれ、その分野で、これまで大量出願体制にあった日本企業の特許出願件数が大幅に減少している。しかしながら、いまだ国際競争力ある素材系や要素技術系などの特許出願件数は減少していない。家電・電子産業の大手企業の出願件数の減少が大きく、未だ、それを補う新産業分野がなく全体の出願件数の減少を導いていると見える。

同時に、各企業の知財管理の向上とコスト管理の徹底により、出願の選択と集中による出願件数の削減と費用削減の圧力が大きくなっている。これは企業内の知財活動を合理化することが企業活動として求められる、それによる知財管理の向上によるもので当然の流れでもある。(それが行き過ぎると結果的に自らの知財活動を萎縮させることになる)

(2) 知的財産権制度の存在意義

特許制度をはじめとする知的財産権制度（以下、「知財制度」）は、人類の知的資産を保護することにより産業・文化を発展させ人類の生活を豊かにする制度であって、今後も不可欠な制度である。

特に産業財産権制度は、各企業の適正な競争を規律するための制度として不可欠である。従って、今後とも日本においても世界においても、これらの制度の発展と適切な運用は求められる。(2013年当時EPOで今後の特許制度の廃止も視野に入れた議論もなされたことがあるが、概ね、産業の成長に合わせて特許制度を適合させるソフトIPが主論となって収まっているように見える。)⁽¹⁾

(3) IoT等の新しいものづくりへの流れ

高度情報化社会への移行により、これまでの2次産業から3次産業への移行が進みIoT（もののインターネット化）により、新たな産業構造への転換が行なわれ、ものの生産、流通などのシステムが大きく変化することが予想される。そこでは大きな技術革新が期待され第4次産業革命がおけるといわれている。ネットにより総てが管理される時代になると、地理的な境界自体が意味をなさなくなり、一層グローバルな分業化が進み、技術の開発拠点のグローバルな分散化が進むと思われる。

3Dプリンターによる開発システムの進展は、小規模で多種多様な新規製品が開発され、同時に誰でもどこでも物が作れる世界が来ている。その世界では、ファブレスのプロジェクトエンジニアリング（プロジェクトEG）が可能となる。プロジェクトEGでは、頭脳集団が企画・設計を行い、これを3Dプリンターなどで試作し、成果を委託製造業者（EMS）で生産し、製品をネット販売し、サプライマネージメント業者（SCM）で流通させる、工場を持たないビジネスモデルで、事業資金はクラウドファンディングで集める。そこでは、このような企業集団が生まれるか、によって新規製品の開発状況が異なってくるし、産業構造も変化する。（このビジネスモデルでは自ら開発した知財以外には経営資源がなく、これを守る主たる手段としては知的財産権を活用する以外にはない。）

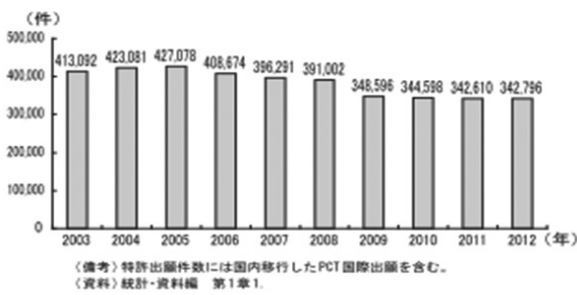
これまでと同じように新たな大きな技術革新は知財の世界を大きく変える可能性がある。

(4) 開発拠点のグローバル化と知財拠点

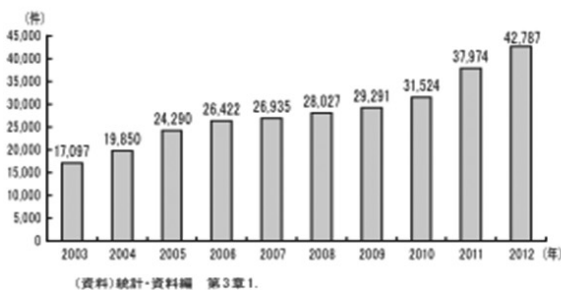
技術開発の拠点が2分化すると思われる。地理的な限定を受けないグローバルな開発拠点と地域密着型のドメスティックな開発拠点に分かれる。企業は知財に対する投資もその市場の収益に応じたものとなる。

前者にとっての知財拠点は、グローバルな知財管理として最適な地域に知財管理のハブを置くことが最適

1-1-1 図 特許出願件数の推移

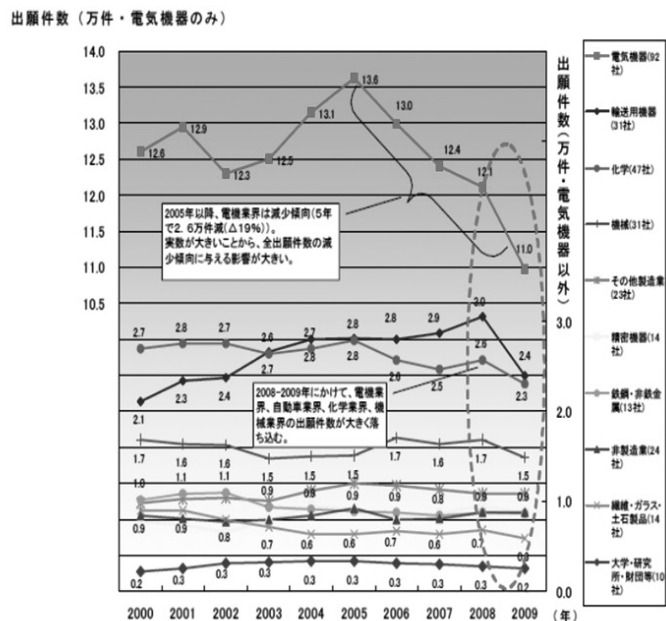


1-1-2 図 PCT国際出願件数の推移



出典 特許庁行政年次報告書 2013

【業種別特許出願件数の推移（2009年出願件数上位299社）】



で、日本企業であっても特に日本である必要はない。開発拠点が日本にある場合は日本がハブとなるが、市場最適な開発を目指してゆく流れでは市場に応じて開発拠点も分散化し、知財管理拠点も分散化すると予想される。製薬企業では、すでに最大の市場である米国に知財管理拠点を移している日本企業もある。また、日本企業でも知財管理拠点をシンガポールに移転している企業もある。市場ごとに知財管理拠点を設けている企業もある。

(5) 企業内知財管理の変化

大手企業内の知財部門はその処理の内製化を進める可能性があり、大手企業の出願業務は企業内で処理されることが進むと思われる。知財の創出から知財のポートフォリオの構築、内外の紛争処理や交渉など、内部人材さえ揃えられればアウトソーシングするよりは一貫した内部処理が効率的である。すでに韓国のサムソンやLGはその体制を構築して運営している。(ただし、そのためには多大な知財負担を負うことになる。その点で企業の内製化がコストパフォーマンスとして適正かは議論がある。)

また、大企業での知財活動は、グループ経営の普及により自社の事業部門を分離独立させる動きが一般的になっており、グループ企業の知財活動を統括する事務所・信託会社が増加する可能性もある。

内製化するとしても総てを内製化するのは無理があり、必要に応じて、グローバルな処理はグローバルな拠点に応じたアウトソーシング先のハブ事務所を中心に展開することが予測される。そこでは国をクロスオーバーした知財処理が行なわれる。

他方、これまでと同じように企業内での知財管理をアウトソーシングして行くことが、コストパフォーマンスがよく、合理的と考える企業は今後とも存続する。そこではこれまでと同じように特許事務所の果す役割は大きい。

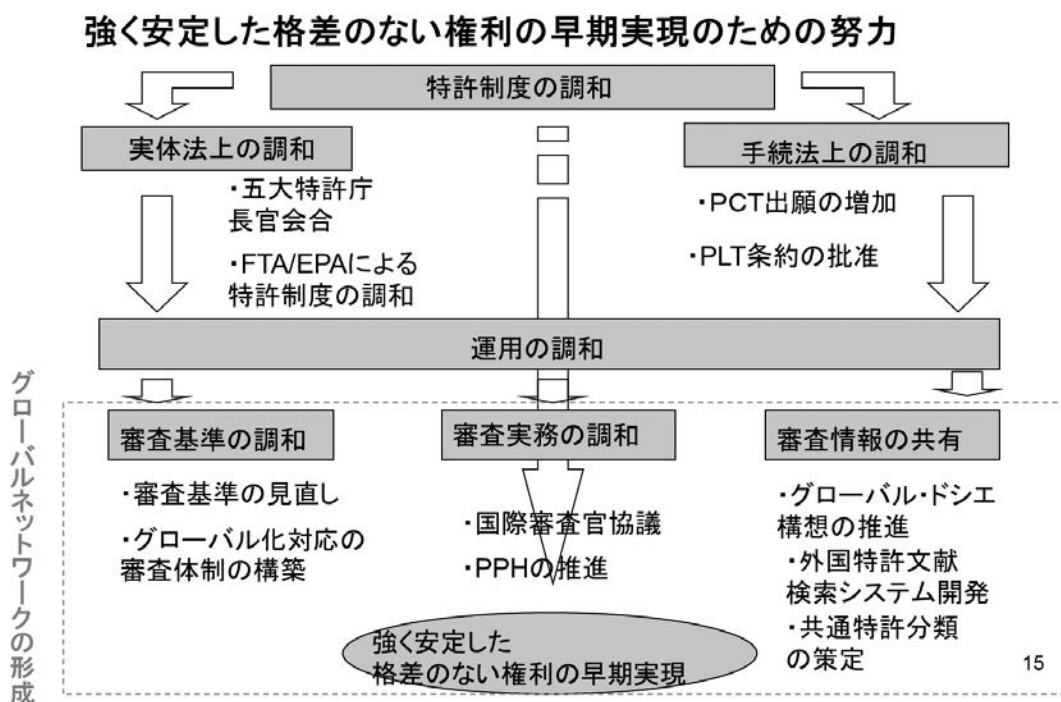
(6) グローバル化と知財制度の変革

グローバルな企業にとって、現在の属地的な知財制度は使い勝手の悪い制度であり、今後ますます、知財制度の国際的なハーモナイゼーションが求められる。

国際的な知財制度のハーモナイゼーションは先進国と発展途上国との間の南北の対立が大きくあるものの、IP5、日米欧中韓の先進5カ国での知財制度のハーモナイゼーションの流れは確実なものとなってきている。

そこでは、よりユーザーフレンドリーな制度への移行が不可避になり、PCT、商標の国際出願（マドリットプロトコル）、意匠の国際出願（ハーグ協定）など出願の国際化、PLT・SPLTの条約などの手続の合理化、審査のワークシェアリングであるPPH、情報共有

特許制度の調和への動き



ためのグローバル・ドシエなどの審査業務の協調体制が進む。⁽²⁾

他方では、先進国と発展途上国の間では、TPPをはじめ、FTA や EPA などの地域協定による知財制度のハーモナイゼーションが進む。

その中でさらに進む可能性は審査の標準化とその実施であり、そこでは明細書の国際的標準化が必要となり、明細書の記載要件の統一などが目指されるであろう。さらに、ネットで主流言語になっている英語による明細書作成・審査の標準化もありえるところである。

(7) 少子高齢化と知財制度

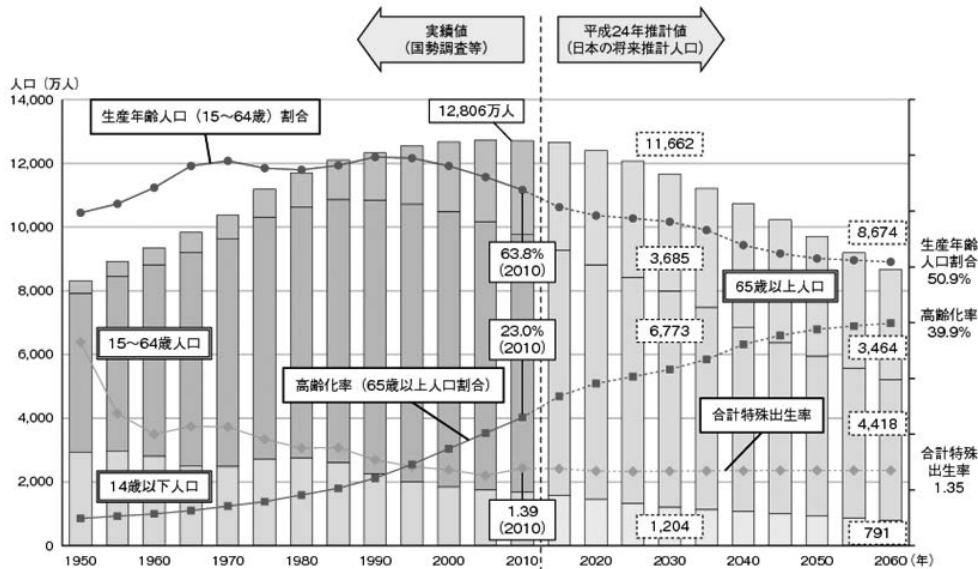
今後先進国の少子高齢化が進む。今後市場が成長拡大する国が日本・欧米韓中から人口増が予測されるアジア・アフリカに移って行き、そこでの市場競争が大

きくなり、そこでの知財戦略がグローバル企業にとって大きな役割を占めることになると予想される。このため現在の日米欧中韓中心の知財制度が変化する可能性もある。出願される国の動向も変化する可能性がある。

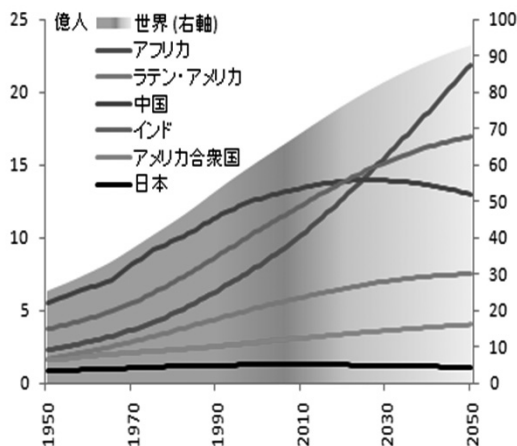
日本における特許出願の動向を考える上で、大きな要因として少子高齢化による国内産業構造の変革であろう。産業規模の縮小が行なわれれば、当然それに見合った出願件数の減少が生じよう⁽³⁾。同時に、少子高齢化の中で魅力ある知財ビジネスが成り立たないと優秀な人材を知財ビジネス分野に呼び込むことができなくなる。しかしながら、人口少数でも安定した独自の成長を遂げているスイスや北欧の国々もある。

(8) どの知財分野を強化していくべきか。

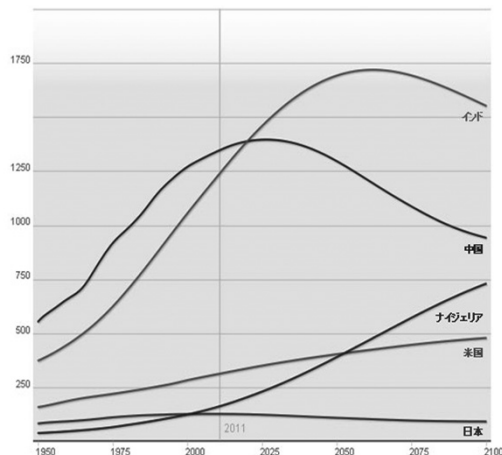
以上から見ると、現状では今後長期的には日本にお



出典 総務省平成 24 年版情報通信白書



出所: 国際連合、世界人口予測(中位推定)



出所: 国連人口基金 (UNFPA)

ける知財活動がボリュームのある国際的なセンターになることはなく、当面はIP5の知財活動を中心に動くものの、さらに将来的にはアジアでは特にインド、アフリカなどの市場拡大⁽⁴⁾に伴う知財活動の重心の移動もありえると思われるべきである。そこでは弁理士にとって日本中心の知財ビジネスを志向するよりはグローバル知財ビジネスにどのように参加してゆくかを一層考える必要がある。

3. 出願業務だけが知財業務の時代は終わったのか？

(1) 出願業務の構造的変化

企業の経営資源としての知財は、市場優位を獲得する手段として必要であり、企業の生理的な活動として再生産され、進展する。その中で、競争資源化するための手段としては、産業財産権制度は利用価値があり、その限りで出願業務は必要であり、今後も存続する。しかしながら、出願業務のプレーヤーが変化してきている。企業の知財部門の出願業務の内製化が、これまで出願業務の圧倒的なプレーヤーの弁理士の業務量を縮小させている。このため、弁理士の出願業務を中心とする知財業務は新たな弁理士に依頼してくれる依頼人層が拡大しない限り縮小する。(そこでの可能性として中小・ベンチャー企業からの出願増が期待される。)

同時に、内外、国内から外国への出願業務も開発拠点のグローバルな分散化により、日本を開発拠点とした活動を中心とした知財活動の縮小で減少するかもしれない。また、外内、外国からの国内への出願も日本の少子高齢化で市場が縮小すると出願対象国として日本が選択されなくなる可能性がある。すでに、日本には出願しないでも中国へは出願する外国企業が増加している。

(2) そもそも、日本における知財ビジネスとは何か。

弁理士制度は出願代理人制度を主たるものとして成立している。このため、弁理士は出願業務を中心に日本の知財ビジネスを考えることが主となる。

しかしながら、今回の弁理士法改正で弁理士の使命条項が改正され、「弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。」とされたように、弁理士は今後、知的財産の活動の職

業専門家集団として期待されている。

出願業務は知財の権利化業務として重要であるが、権利化するためには知財が創出されなければ権利化業務もない。さらに権利化された知財があっても活用されなければ権利化自体が無用であり、権利化業務も不要となる。

これまで弁理士は権利化業務の高度な専門家としてクライアント・ニーズに応え、それにより業務がなりたってきた。そこでは大量出願体制のなかで権利化業務のみで業務量が満たされていたので、そのために知財の創出や活用はクライアント側の業務であるとして、そこに関与することが少なかった。

しかしながら、本来、適切な権利化業務を遂行するには、知財の創出現場に伴走しながら将来の活用を見越した知財のポートフォリオの構築作業がなければならぬ。このような視点に立てば、権利化業務を中心としてその周辺の業務を徹底して拡大することが必要である。今後の知財ビジネスは総合知財サービス業として位置づけられるべきである。特に、大学・中小・ベンチャー企業にとっては、弁理士の総合知財サービスを拡大することが求められている。

そこでは、本来の権利化業務の進化を進める一方、権利化前の先行技術調査、実施可否のクリアランスサーチ、開発支援の知財コンサルティング、開発部門への知財教育・指導、権利管理の支援、技術移転・導入支援、知財の市場化支援など、多くの弁理士が関与すべき分野は多くある。⁽⁵⁾

働く現場は特許事務所に限らない。企業知財部門、開発部門、事業企画部門などに参画できるチャンスはある。

さらに、ビックデータの時代においては知財情報を駆使した新たなサービスを提供することが必要となる。⁽⁶⁾

他方、弁理士が資格者として知財の権利化の代理業務ないし周辺業務のビジネス以外に、自らが知財を活用した事業のプレーヤーになることもできるし、特許庁の任期つき審査官、税関の輸入差止の専門官、知財高裁の調査官、知財の大学の教授など、弁理士が進出できる分野が拡大している。

(3) 知財の国際化、国際的共通化に日本は(日本の弁理士は)どう対応すべきか。

これからの時代は、属地的に知財ビジネスを考える

よりは、より一層にグローバルに知財ビジネスを考えることが重要となるであろう。日本での弁理士資格の取得を契機にグローバルに知財ビジネスができる能力と環境を獲得する努力が必要であろう。米国の特許事務所を韓国人が経営し、日本の弁理士やアジアの弁理士を雇用してアジアからの米国向けの出願業務を行っているところがある。

事務所の国際的提携も国境を越えたネットワークづくりも進んでいる。これからの事務所経営者もこのような流れの中で、これまでの国際的提携のあり方を見直す必要があるとともに、その中で働く弁理士もこのような環境で実力を発揮できるように自らを構築する必要がある。

他方、地域密着型の知財サービス、専門特化型の知財サービスが求められる。知財の経営資源の少ないベンチャーや中小企業にとって、自ら知財活動を行なうことには限界がある。その点で地域密着型の知財サービスが今後も求められるし、専門特化型のきわめて高度な権利化業務は簡単に企業側で代替できない優位性を保持できれば、十分に成り立つビジネスである。ただし、米国シリコンバレーではこの種の小規模事務所が活躍していると聞く。

(4) 国際競争力を如何にしてつけていくか。

事務所の国際競争力の獲得のためには、少なくとも自国の知財の守備範囲で競争力を持つことである。さらには、国際的な提携を強化して、グローバル企業のグローバルハブ拠点としての地位を獲得することである。個々の弁理士にあっては、これらの環境のなかで、事務所ニーズ、クライアント・ニーズに応えられ、他の弁理士が持たない能力と経験を蓄積して優位性を獲得することである。そのためには、総合的な知財サービスができる体制と、各分野でのより高い専門的な処理の能力を獲得する必要がある。

そこでは、事務所体制として、より効率的で国際競争力ある合理的なサービスができるか、個々の具体的事案に対してどれだけ高度な処理能力を発揮できるかが問われる。

この国際競争力の優位性の獲得は、グローバルな事務所間の競争での優位性であるとともに、個々の弁理士にとってグローバルな知財業務の中で能力が評価されるだけの優位性を確保できるかであろう。

(5) 日本を指定国として選んでもらえるようにするにはどうすればよいか。

言うまでもないが、出願人が日本を選択するニーズがない限り選択されることはない。まずは、日本で権利化することが事業上必要であることが前提となる。市場規模が小さい。権利化するのに負担が大きい。権利化しても実効性がない。など、権利化に投資に見合ったリターンが期待できない限り、日本が選択されない。

今後予測される日本の少子高齢化による市場の縮小が進むとすれば、企業の日本への知財投資も少なくなる。これに対抗するためには、いかに日本の市場が企業にとって魅力ある市場になれるかにある。

日本には未だ豊かな市場があり、世界オンリーワンの企業が沢山あり、これまで蓄積してきた技術力と優秀な人材が未だある。少子高齢化の日本の中で、これらをうまく活用し活力ある市場を形成できれば、日本での知財ニーズは維持される。(そうなるように、弁理士も積極的に参加することが必要である。特に、中小企業・ベンチャーの知財活動の支援を通じて、地域産業の創生に弁理士が汗を流すことが、これらの日本が生き残るために必要である。)

一方では、日本の知財制度自体が魅力ある制度でないと、グローバルな知財制度がハーモナイズしネットワークが進み、制度ユーザーがフォーラム・ショッピングできる環境になると、制度ユーザーに日本の知財制度が選択されず、利用されないようになる。

このためには、官民一体になって、日本知財制度が他国の制度より魅力的で利用価値のあるものにする必要がある。

今後の知財制度のためには、2次産業より3次産業が大きな比重を占める新しい産業構造では、それにふさわしい知財の保護制度が構築されるべきであり、それに向けた議論が必要であろう。⁽⁷⁾

(6) マドリッドプロトコル、特許法条約、TPPなどにどう対応していくべきか。

先に述べたように、知財制度がグローバルにハーモナイズしてゆくことは、企業のグローバルな事業展開に対応するためには必然の流れである。これらの流れの中で、いかにグローバルな知財のハブとして機能できるポジションを獲得することができるかが課題となる。そのハブ機能を発揮するためには多国間での知

財処理に対応できる能力を強化する必要がある。

4. どのような弁理士が今後求められていくか。

今後の弁理士は、権利化業務を含めた知財総合サービスのビジネスの中で、その役割を担うことができる人材が求められる。そこでは、夫々の専門分野で高度な能力を有する弁理士、多くの分野を横断的に処理できる高度な能力を有する弁理士、これらの弁理士をコーディネートして高度に活用する能力を有する弁理士、知財戦略をプロデュースできる弁理士など、より高度でグローバルな知財ユーザーのニーズに応えられる人材が求められる。⁽⁸⁾

このような世界では、国境を越えて知財ビジネスができる人材であれば多くのビジネスチャンスを獲得することができる。

これまでの職業専門家はユーザーとの情報格差で優位なポジションを維持してきた。しかしながら、高度情報化社会では、知識・情報の格差がなくなり、そこでも求められるものは、ふんだんにある知識・情報を戦略的に活用できる能力である。その能力が高度であれば、それがゆえにニーズがありビジネスとして成り立つ。

しかしながら、個々の事務所体制も個人の弁理士も自ら持てる能力には限界がある。そこでは、同業者での提携のみならず他分野の専門家・企業との連携により、より高度な豊かなソリューションをユーザーの提供することができるようになることを目指すことが必要である。又、このような他分野の専門家との協業は

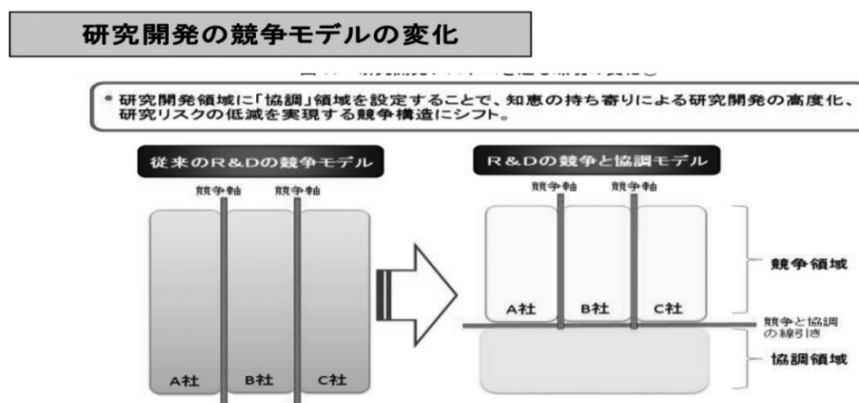
サービスを向上させるだけでなく、相互に切磋琢磨することで個々の専門性もさらに高度化することが期待できる。土業連携、異業種間連携などがさらに進むことで、弁理士の専門性を生かす領域を拡大することができる。

5. 日本の弁理士会の役割は？どのようにして弁理士を能力開発していくか。

弁理士業界は他の民間企業の規模と比較すると、サービス業としてみたときには圧倒的に規模が小さい。専門の職人集団としての成り立ちからはやむを得ないが、知財総合サービスがユーザーのニーズであれば、これに応えることがビジネスとして存続できる道であり、その道を切り開くことが必要である。しかしながら、個々の事務所や弁理士の力ではこれを切り開くには限界がある。これを克服するためには、業界全体で協調できるインフラを構築し、そのインフラのもとに各事務所・各弁理士がそれぞれも望む分野で競争することが、今後必要であろう。すでに産業界ではオープンイノベーションとして基礎開発分野での協調的な開発プロジェクトが立ち上がっており、その上で各社の優位性を競争する世界が進んでいる。⁽⁹⁾

特に事務処理に関しては、知財業務は高度な専門性が必要であるとの見方で、職人的なサービスにとどまっており、他のサービス分野に比較すると、業務の処理の仕方から、クライアントへのサービスの提供の仕方まで、多くが遅れており、合理化が進んでいない。これが結果的には、社会の合理化の波に乗り遅れ、自

共創モデル(研究開発のオープン化)



イノベーションを強化する産業技術政策のあり方(中間報告)
産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会 2009

らの競争力を低下させビジネスを苦しめている面がある。

事務所規模も大小さまざまである。そこでは事務所のあり方も総合病院型もあれば、町医者型もあれば、専門医院型もある。そこでの住み分けがクライアント・ニーズに応じたものになり、さらに相互の連携がクライアント・ニーズを拡大することになるのではないか。

2008年に弁理士会は「弁理士業務の将来展望ワーキンググループ」(会長:中島淳,グループ長:佐藤辰彦)を組織して、野村総研・三菱総研に支援を得て、その後の10年を展望し種々の提案をした⁽¹⁰⁾。ほぼ現状はそのときに展望した状況と成っているが、その提言は生かされていない。むしろ、弁理士業界の事態の変化に対する対応の遅れがさらに事態を難しくしているように見える。

このような状況を克服するためには、昨年の組織改革特別委員会の答申⁽¹¹⁾でも触れられたように、弁理士会が主導的な役割を担い、新たな業界のインフラ基盤の整備や新規業務の開発や高度な人材育成のために積極的に行動することが期待される。

この様な活動のためには、現在の弁理士法では、公益法人としての弁理士会ができることには限界があり、弁理士会外に新たな業界のインフラ基盤の整備や新規業務の開発や高度な人材育成のために積極的に行動する組織を設けるなどの工夫が必要であろう。

弁理士業務の将来展望ワーキンググループ報告の提

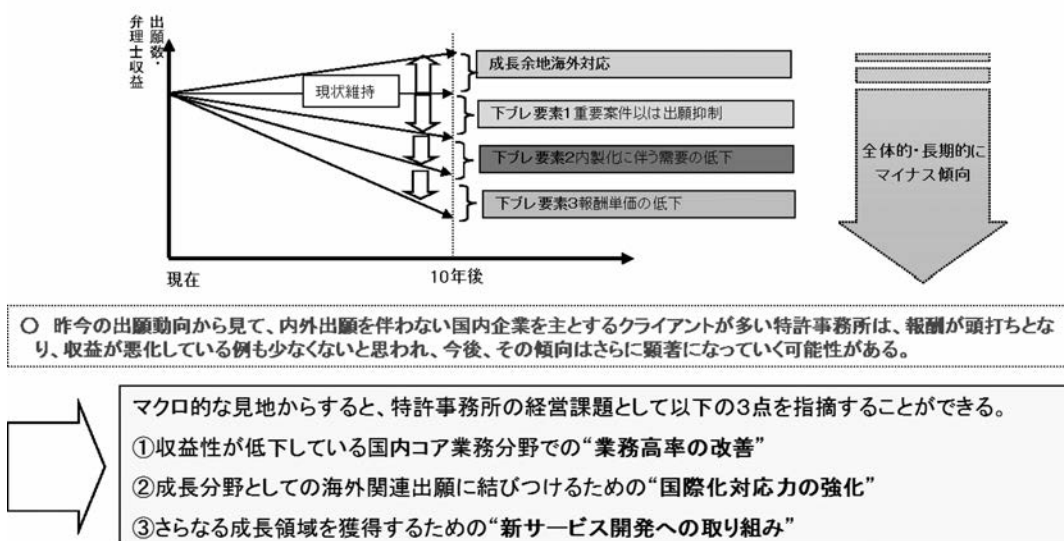
言部分の図表を今後の議論のために末尾に示す。

6. むすびに

グローバル化、デジタル化、高度情報化の流れは、これまでの産業のあり方を大きく変えてきている。グローバルな市場の拡大・分散化、生産の水平分業が拡大するとともに、技術革新の拠点が世界に分散してきている。そこでは、特許をはじめ技術革新の保護制度としての知財制度も、19世紀型の属地主義的なあり方が限界に来ており、さらに一層、知財制度の国際的なハーモナイゼーションが求められ、そして、進む。長期的な先進国の少子高齢化の流れは、市場構造を大きく変える可能性がある。そこでは、IP5中心の知財制度も変わる可能性がある。その知財制度の職業専門家としての弁理士のあり方も必然的にこれに対応して変わる、変わらなければならない。弁理士制度が今後とも世の中のニーズに対応して発展してゆくためには、個々の弁理士の切磋琢磨が必要なことはいままでのないが、事務所のあり方を含めて、弁理士業界が一体となって、変わる努力が必要である。

また、知財の支援活動を通じて我が国の経済及び産業の発展に寄与する業務を着実に進めることが、弁理士の職責であり、これからの日本を支えるために必要である。

弁理士業務の周辺環境 (特許出願の動向予測)



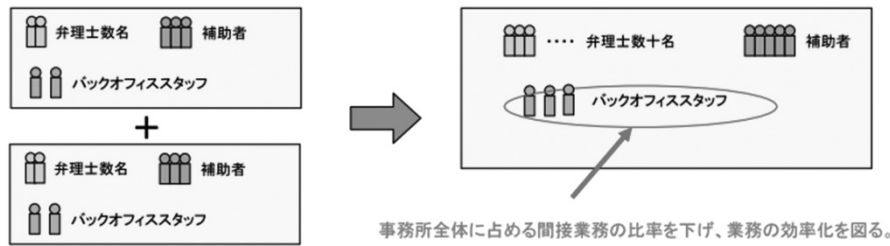
報告「弁理士業務の将来展望」2009. 3. 31

2009 報告「弁理士業務の将来展望」抜粋

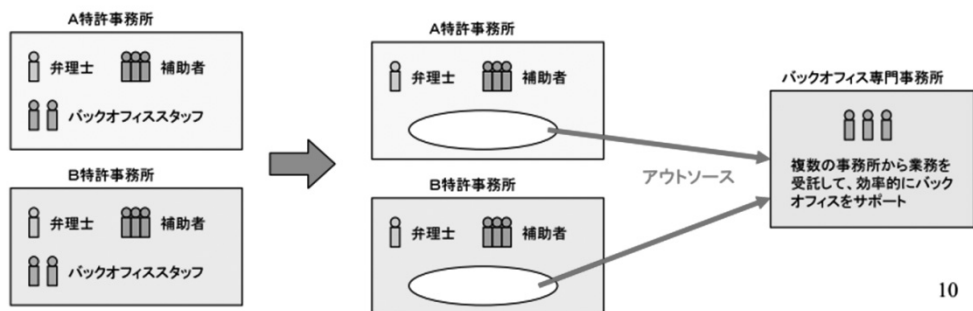
今後の日本弁理士会が取り組むべき課題

1. 特許事務所の経営効率向上に向けたバックオフィス(データ入力、書類管理、経理事務)業務の合理化支援・促進

◆施策モデル1 事務所の合併による規模の拡大によるバックオフィスの効率化 (事務所間の連携)



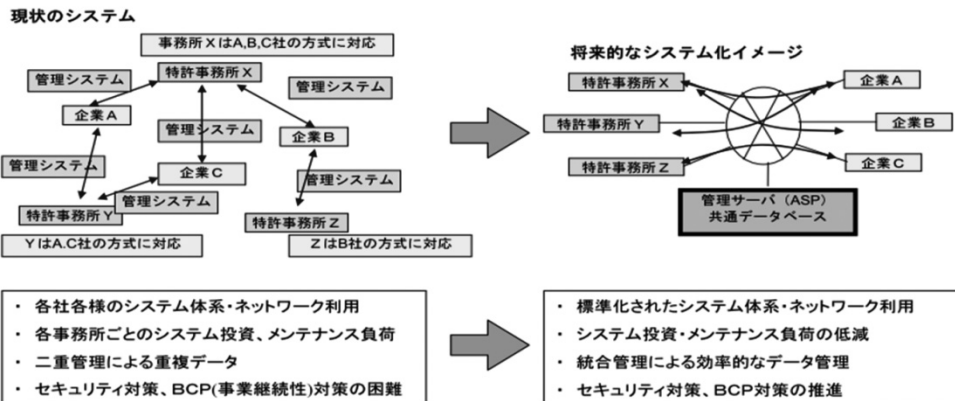
◆施策モデル2 バックオフィスのアウトソーシング (バックオフィスの創設)



10

今後の日本弁理士会が取り組むべき課題

2. 情報基盤、管理システムの共通化



11

今後の日本弁理士会が取り組むべき課題

3. 「次世代知財センター(シンクタンク)」の設置

次世代知財センター（シンクタンク）のイメージ

<組織形態> 日本弁理士会内組織または別法人（株式会社、社団法人、財団法人等）

<機能>

1. 研究機能： 企業、経済についての基礎的な調査研究
2. 開発営業機能： コンサルティング業務の受託、その他新規サービスの発掘・獲得 など
3. 管理育成機能： 上記の両面についての人材育成および業務管理

(イメージ)

産業界のニーズ例	次世代知財センターの機能	各事務所でカスタマイズしサービス提供	
IRに知財を活かしたい			IRコンサルティングを検討
知財リスクを総点検したい			リスク評価手法を開発
海外子会社を含めた内部統制システムを作りたい			内部統制マネジメントの基本スキームを提案

<人材> 新規業務開発に意欲の高い若手弁理士の公募またはローテーション
(インキュベーション・人材育成機能も合わせ持つ)

4. 「国際情報センター」の設置

次世代知財センター（シンクタンク）のイメージ

<組織形態> 日本弁理士会内組織または別法人（株式会社、社団法人、財団法人等）

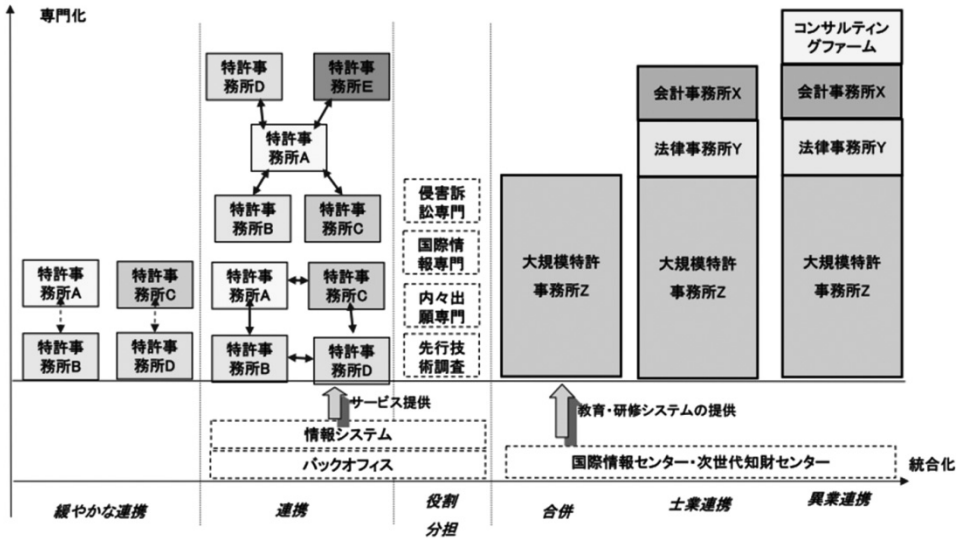
<機能>

1. 海外法律・行政情報の収集と提供
2. 法的対応量のある専門翻訳センターとしての機能
3. 現地対応事務所とのネットワークの構築
4. その他新規サービスの発掘・獲得など

<人材> 現地行政機構・事務所との連携

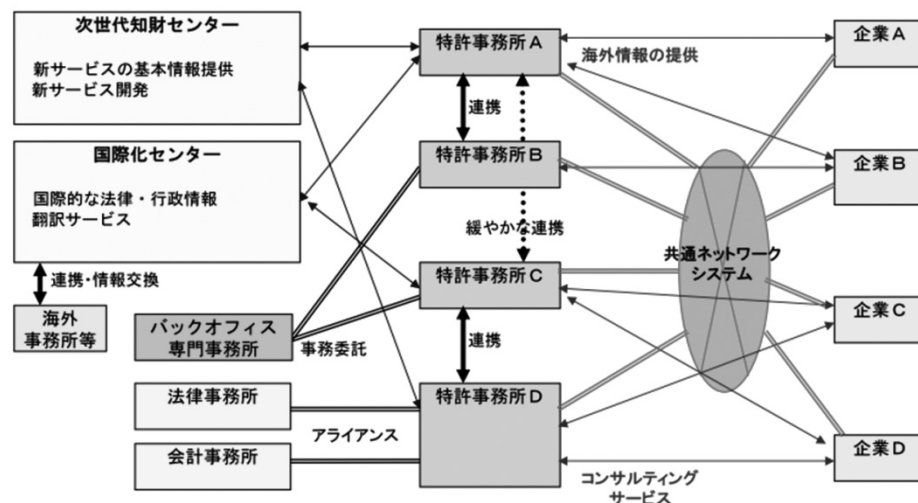
今後の日本弁理士会が取り組む課題

5. 全体イメージの整理



今後の日本弁理士会が取り組む課題

<全体イメージ>



14

注

- (1) European Patent Office “Scenarios for the Future” (2013)
<http://www.epo.org/news-issues/issues/scenarios/download.html>
- (2) IP5 会議共同宣言 2015.5.21
<http://www.fiveipoffices.org/industry-consultation/may2015/sipobriefjointstatement.pdf>
- (3) 人口 8100 万人のドイツの国内出願 + PCT 国内移行出願は 2011 年で 58,997 件 (2012 年 JTRO デュッセルドルフ事務所調べ) である。これを日本の人口 12806 万人に見合ったものとして単純に計算してみると、93,158 件となる。
- (4) アジアの中間層は 2025 年ごろまでは中国が多いが 2040 年にはインドの方が多くなるとの議論がある。2015 年の特許出願の権利が満了する 20 年後は 2035 年である。
- (5) 具体的な業務のあり方についての提言は恩田博宣弁理士「特許事務所の現状と近未来」(2011 年 5 月パテントメディア) が参考になる。
http://www.ondatechno.com/Japanese/patentmedia/2011/92_1.html
- (6) <パネルディスカッション> “プレディクティブアナリティクス” の実践と課題 (2014.12.5)
 Predictive analytics フォーラム 2014

- <http://www.sankeibiz.jp/business/news/150210/bsj1502100500001-n1.htm>
- (7) 小野曜「特許は企業に役立つのか」知的資産創造 2014 年 12 月号
<https://www.nri.com/~media/PDF/jp/opinion/teiki/chitekishisan/cs201412/cs20141206.pdf>
- (8) 2015.1.6 日経産業新聞 Editor's Choice 「ノーベル賞はいらない」ドイツ、産業革命 4.0 の砦
<http://www.nikkei.com/article/DGXMZO81569610V00C15A1X11000/>
- (9) 「インダストリアル・バリューチェーン・イニシアチブ」2015 年 6 月 18 日、三菱電機・IHI・川崎重工・富士通など国内有力 30 社以上が、次世代の「ものづくり技術の標準化」を目指すコンソーシアムを設立。2015 年 6 月 8 日日本経済新聞
- (10) 2009 年 3 月 31 日報告書「弁理士業務の将来展望」
https://www.jpaa-members.jp/index.php?page=1&br_serial=8&br_sub_serial=102&sortOrder=0&view_id=9206
- (11) 組織改革特別委員会答申書 2014.3.10
https://www.jpaa-members.jp/index.php?page=1&br_serial=2&br_sub_serial=101&sortOrder=0&view_id=11853
 (原稿受領 2015. 9. 7)